

## 航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約

この特約は、保険契約証もしくは保険証券の適用特約欄に表示のある場合に適用されます。

### 第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
航空機	海外旅行の目的をもって定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機をいいます。

### 第2条（死亡特別保険金の支払の変更）

当会社は、この保険契約に死亡特別保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第1条（死亡特別保険金の支払）<sup>(1)</sup>の規定にかかわらず、傷害死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害死亡保険金を支払った場合で、傷害死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とした第三者（\*1）の作為による傷害であるときでも、被保険者が下表に掲げる間に被った傷害に対しては死亡特別保険金を支払いません。

①	被保険者が、航空機に搭乗中
②	①における「航空機に搭乗中」には次に掲げるものが含まれます。 ア. 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間 イ. 搭乗する航空機が不時着陸した場合において、その航空機の代替として定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用機に搭乗中

（\*1）被保険者と生計を共にする親族を除きます。

### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、死亡特別保険金支払特約の規定を準用します。